

個々の心身の状況を勘案し、障害・特性を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。例外的に以下の3つの要件の全てを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束を行うことがあります。その場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

- ①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命、身体又は権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

当事業所一において、やむを得ず一時性の身体拘束を行う可能性がある項目

- ・自傷、他傷行為があった場合、又はそれを抑制する場合（身体を抑える拘束）
- ・屋外移動時における交通事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・屋内活動時における事故等からの危険回避、パニック、発作時等（身体を抑える拘束）
- ・飲食、排尿、排便の介助時（身体を抑える拘束）
- ・被服や身の周りの物の着脱時（身体を抑える拘束）
- ・手洗い、うがい、手先の消毒、等（身体を抑える拘束）
- ・クールダウンの為の別室静養時（個別閉鎖的な拘束）
- ・送迎車で、チャイルドシート等のシートベルトを装着する際、安全確保の為にカラビナ等を使用する等（身体を抑える拘束）

(3) やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き

①組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、管理者、児童発達支援管理責任者、保育士又は児童指導員の会議によって十分に検討した上で、個別支援計画に身体拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

②利用者・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明をし、了解を得た上で実施します。

③行政への相談・報告